

○千葉県地域防災計画【第5編 大規模火災等編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
教育振興部 文化財課 大-1-4	国の建造物等防災施設整備事業指針が示されたため	<p>第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 8 文化財の防火対策</p> <p>本県には、歴史的、学術的価値が高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。</p> <p>(1) 消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p><u>防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定)に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。</u></p>	<p>第1章 大規模火災対策 第2節 予防計画 8 文化財の防火対策</p> <p>本県には、歴史的、学術的価値が高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。</p> <p>(2) 消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p>